

# 精神障害の労災認定実務要領

## 【本編】

令和5年11月

厚生労働省労働基準局補償課

## 精神障害の労災認定実務要領

### 【本編】

I	認定基準の解説	1
第1	はじめに	3
第2	対象疾病と発病等の判断	3
1	対象疾病の考え方	3
2	発病等の判断	3
第3	業務による心理的負荷の強度の判断	4
1	心理的負荷の強度の区分	4
2	特別な出来事	5
3	特別な出来事以外の具体的出来事	5
4	時間外労働時間数の算出方法	24
第4	業務以外の心理的負荷及び個体側要因による発病でないことの判断	26
1	業務以外の心理的負荷	26
2	個体側要因	26
第5	精神障害の悪化と症状安定後の新たな発病	27
1	精神障害の悪化とその業務起因性	27
2	症状安定後の新たな発病	27
参考1	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する 問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	28
参考2	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管 理上講ずべき措置についての指針	40
II	調査要領	49
第1	請求書の受付と進行管理	51
1	窓口相談等	51
2	調査計画の策定等	52
第2	調査の実施	53
1	基本的な調査事項	53
2	基本的な留意事項	66
3	調査対象者別の調査事項及び留意事項	69
4	事案別の留意事項	73
第3	医学意見の収集	77
1	求めるべき医学意見	77
2	医学意見を求めるに当たっての留意事項	78

第4	複数業務要因災害	79
第5	支給・不支給決定後の情報共有	79
	1 監督部署及び安全衛生部署への情報提供	79
	2 雇用環境・均等部（室）への情報提供	80
別紙	精神障害事案の標準的な調査・決定の流れ	81
III	調査・取りまとめ様式	83
	各様式の記載説明	85
	様式1 精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	89
	様式2-1 精神障害事案に係る医学意見の依頼について(伺い)	102
	様式2-2 専門医意見依頼事項	103
	様式3 請求人申立書	105
	様式4 使用者報告書	111
	様式5-1 主治医意見依頼事項	118
	様式5-2 主治医意見回答書	119
IV	質疑応答集	121
V	関係通達等	157
	「心理的負荷による精神障害の認定基準について」 (令和5年9月1日付け基発0901第2号)	159
	「心理的負荷による精神障害の認定基準に係る運用上の留意点について」 (令和5年9月1日付け基補発0901第1号)	177
	「精神障害による自殺の取扱いについて」 (平成11年9月14日付け基発第545号)	191
VI	精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書	193

# 精神障害の労災認定実務要領

## 【記入例集編】

令和5年11月

厚生労働省労働基準局補償課

精神障害の労災認定実務要領

【記入例集編】

事例1 業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者に係る事例・・・・・・・・・・ 1

項目1（業務により重度の病気やケガをした） 強

⇒総合的な評価強：業務上：主治医意見（評価期間の留意事項イ）

事例2 業務により重度の病気やケガをした事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

項目2（業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした） 中

関連する出来事：項目1（業務により重度の病気やケガをした） 弱

項目27：（顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた） 弱

⇒複数の出来事全体の総合的な評価中：業務外：専門医意見

事例3 新規製品開発の担当となり、その業務において仕事上のミスがあった事例・・・・ 25

項目8（新規事業や、大型プロジェクト（情報システム構築等を含む）などの担当になった） 中

関連する出来事：項目4（多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした） 強

⇒関連した出来事の総合的な評価強：業務上：専門部会意見（評価期間の留意事項イ）

事例4 顧客から対応困難な要求を受け、その後に恒常的長時間労働も認められた事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

項目9（顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた） 中

⇒恒常的長時間労働の状況における出来事の総合的な評価強：業務上：主治医意見（恒常的長時間労働の②）

事例5 仕事量の大きな変化と2週間以上の連続勤務がある事例・・・・・・・・・・ 50

項目11（仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった） 中

関連する出来事：項目13（2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った） 中

⇒関連した出来事の総合的な評価強：業務上：主治医意見

- 事例 6** 仕事内容の変化により 2 週間以上にわたる連続勤務を行い、その後に恒常的長時間労働も認められた事例・・・・・・・・・・ 61
- 項目 11 (仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった) **中**
- 関連する出来事：項目 13 (2 週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った) **中**
- ⇒恒常的長時間労働の状況における出来事の総合的な評価**強**：業務上：専門医意見 (恒常的長時間労働の②)
- 
- 事例 7** 仕事量に大きな変化があり、不規則な勤務にもなった事例・・・・・・・・・・ 73
- 項目 11 (仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった) **中**
- 関連する出来事：項目 15 (勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった) **中**
- ⇒関連した出来事の総合的な評価**強**：業務上：専門医意見
- 
- 事例 8** 1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った事例・・・・・・・・・・ 88
- 項目 12 (1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った) **強**
- ⇒総合的な評価**強**：業務上：主治医意見
- 
- 事例 9** 感染症等の病気や感染の危険性が高い業務等に従事した事例・・・・・・・・・・ 99
- 項目 14 (感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した) **強**
- ⇒総合的な評価**強**：業務上：主治医意見
- 
- 事例 10** 上司等による精神的攻撃が行われ、また、昇進があった事例・・・・・・・・・・ 111
- 項目 22 (上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) **中**
- 項目 20 (自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった) **弱**
- ⇒複数の出来事全体の総合的な評価**中**：業務外：専門医意見
- 
- 事例 11** 上司等から治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた事例・・・・・・・・ 124
- 項目 22 (上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) **強**
- ⇒総合的な評価**強**：業務上：主治医意見
- 
- 事例 12** 上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた事例・・・・・・・・・・ 135
- 項目 22 (上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) **強**
- ⇒総合的な評価**強**：業務上：主治医意見

<b>事例 13</b>	上司等による精神的攻撃が執拗に行われた事例	146
	項目 22 (上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた)	<b>強</b>
	⇒総合的な評価 <b>強</b> ：業務上：主治医意見	
<b>事例 14</b>	同僚等から人格や人間性を否定するような言動を繰り返し執拗に受けた事例	158
	項目 23 (同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた)	<b>強</b>
	⇒総合的な評価 <b>強</b> ：業務上：主治医意見	
<b>事例 15</b>	同僚等から人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続していない事例	171
	項目 23 (同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた)	<b>中</b>
	⇒総合的な評価 <b>中</b> ：業務外：専門医意見	
<b>事例 16</b>	施設利用者等から、治療を要する程度の暴行等を受けた事例	183
	項目 27 (顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた)	<b>強</b>
	⇒総合的な評価 <b>強</b> ：業務上：主治医意見	
<b>事例 17</b>	仕事量の変化があり、また、顧客等から人格や人間性を否定するような言動を受けた事例	194
	項目 27 (顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた)	<b>中</b>
	項目 11 (仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった)	<b>弱</b>
	⇒複数の出来事全体の総合的な評価 <b>中</b> ：業務外：専門医意見	
<b>事例 18</b>	セクシュアルハラスメントを受けた事例	209
	項目 29 (セクシュアルハラスメントを受けた)	<b>強</b>
	⇒総合的な評価 <b>強</b> ：業務上：主治医意見 (評価期間の留意事項ア)	
〈悪化 (特別な出来事) の場合の記入例〉		
<b>事例 19</b>	精神障害が発病後悪化した事例	220
	特別な出来事：極度の長時間労働	
	⇒総合的な評価 <b>強</b> ：業務上：専門部会意見 (「発病後の悪化」)	

〈症状安定後の新たな発病の場合の記入例〉

- 事例 20 症状安定後の新たな発病の事例・・・・・・・・・・ 233  
項目 22 (上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) 強  
⇒総合的な評価強：業務上：専門医意見 (症状安定後の新たな発病)

〈通勤災害の記入例〉

- 事例 21 通勤災害の事例・・・・・・・・・・ 247  
項目 1 (業務により重度の病気やケガをした) 強  
⇒総合的な評価強：通勤上：主治医意見

〈様式 2-1、2-2 による医学意見依頼の記入例〉

- 事例 22 心理的負荷の強度について医学意見を求める事例・・・・・・・・ 257  
項目 17 (転勤・配置転換等があった) 中  
項目 24 (上司とのトラブルがあった) 中  
⇒様式 2-1 「精神障害事案に係る医学意見の依頼について (伺い)」、  
2-2 「依頼事項・別紙」により専門医意見依頼

- 事例 23 悪化の業務起因性について医学意見を求める事例・・・・・・・・ 272  
項目 23 (同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた) 強  
⇒様式 2-1 「精神障害事案に係る医学意見の依頼について (伺い)」、  
2-2 「依頼事項・別紙」により専門部会意見依頼

※ 記入例集は、実際の決定事例等を踏まえ、一部に改変を加えて作成したものであり、事業場名、人名等はすべて架空のものである。

**事例 1** 業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者に係る事例  
(業務による心理的負荷評価表の項目1)

○ 事案のポイント

- ・ 請求人は、仕事中のケガによる療養中に、体が思うように動かないことや社会復帰への不安から精神障害を発病した。

○ 出来事評価のポイント

- ・ 業務上の傷病により長期間療養中の者について、その傷病の起点が発病の6か月より前であっても、その出来事（出来事後の状況すなわちその傷病によって生じた強い苦痛や社会復帰が困難な状況）が継続している場合にあっては、発病前おおむね6か月の間における状況や対応について、心理的負荷を評価する。
- ・ この場合、発病前おおむね6か月の間において、当該苦痛等が存在していれば、症状の急変等が生じていることは必要な条件ではない（症状が急変し極度の苦痛を伴った場合には、「特別な出来事」で評価する。）。

○ 医学意見の収集のポイント

- ・ 明確に「強」に該当し、業務以外の心理的負荷及び個体側要因もない場合は、主治医意見で決定する。

(業務による心理的負荷評価表 (抜粋))

出来事の種類	具体的出来事	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		I	II	III		弱	中	強
①事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした			☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病気やケガの内容及び程度(苦痛や日常生活への支障の状況をきむ)等</li> <li>・ その継続する状況(苦痛や支障の継続する状況、死の恐怖、事故等を再度体験することへの恐怖、回復の期待、失業の状況等の症状の経過を含む)</li> <li>・ 後遺障害の程度、社会復帰の困難性等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休養を要さない又は数日程度の休養を要するものであって、後遺障害を伴わない業務上の病気やケガをした</li> </ul>	<p>【「中」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間の入院を要する業務上の病気やケガをした</li> <li>・ 業務上の病気やケガをし、一時的に後遺障害を残すも、復職への復帰に支障がないようなものであった</li> </ul>	<p>【「強」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間の入院を要する業務上の病気やケガをした</li> <li>・ 大きな後遺障害を残すような労災の障害年金に該当する、復職への復帰ができなくなる、社会的に閉ざるまで日常生活にも支障を来すなどの業務上の病気やケガをした</li> <li>・ 高度上の病気やケガで療養中の者について、当該傷病により社会復帰が困難な状況にあった、死の恐怖や強い苦痛が生じた</li> </ul> <p>(注)生死にかかわる等の業務上の病気やケガは、特別な出来事として評価</p>

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

〇〇 局 〇〇 署						整理番号	〇
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日	
署長判決・指示事項 1. 調査官意見のとおり決定する。(令和 〇 年 〇 月 〇 日) 2. 下記事由により再調査を要する。						調査官職氏名	労働基準監督官 〇〇 〇〇
						受付年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
						請求種別	<input type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ( )
事業場	名称	丸ノ内造園(有)			代表者名	〇〇 〇〇	
	所在地	〒000-0000 〇〇都〇〇区					
	労働保険番号	99.9.99.999999-999					
	業種 (日本標準産業分類)	土木工事業			事業場の労働者数	8 名	
被災労働者	ふりがな氏名	ろうほ たろう 労保 太郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			生年月日	昭和39年6月1日 (〇〇歳)	
	住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市					
	職種 (日本標準職業分類)	造園師			職位	一般職	
					雇入年月日	平成23年4月1日	
ふりがな請求人	ろうほ たろう 労保 太郎 (続柄 本人)						
疾患名及び発病時期 (決定時)	F32 うつ病エピソード (令和5年3月上旬頃発病：発病時59歳)						
現在の状況	生存・死亡(死亡年月日： 年 月 日 死亡時年齢 歳)						
請求人の申述	令和4年6月に発生した脚立からの転落災害により脊髄損傷を負い、請求人は現在も療養中であるが、受傷後は身体が思うように動かなくなったことに加え、令和4年12月頃には、主治医から「仕事を再開するまでにはかなりの時間がかかる」と言われ、自分が仕事に戻れなかったら妻や子どもたちはこれからどうやって生活していくのかと不安が募り、日々思い悩む中で、精神障害を発症した。						
総合判断	〔調査官の意見〕 本件は、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務上・業務外 と考える。( <input checked="" type="checkbox"/> 主治医 <input type="checkbox"/> 専門医 <input type="checkbox"/> 部会 意見による判断)						
	(理由) 請求人は、令和5年3月上旬頃に適応障害を発病したものと認められる。 請求人は、令和4年6月14日の転落災害により脊髄損傷を負い、以後現在も療養しているものであるが、療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えては落ち込むという日々を繰り返しており、この苦痛等に係る心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。 業務以外の心理的負荷は認められず、また、顕著な個体側要因も確認されていないことから、本件は業務上と判断する。						

1 総合判断

(1)発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	発病時期	令和5年3月上旬頃
疾患名 (ICD-10診断ガイドラインによる)	F32 うつ病エピソード		

(2)業務による心理的負荷

特別な出来事 の 評 価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働	
	具体的出来事	心理的負荷の 総合評価の強度
	(出来事：業務により重度の病気やケガをした) 平均( I・II・ <input checked="" type="checkbox"/> III ) 出来事が起きた時期：令和4年6月14日(発病前おおむね6か月の状況を評価) 具体的な内容及び評価： 請求人は、脚立からの転落災害により脊髄損傷を負い、以後現在も療養しているものであるが、当該負傷は両下肢に不全麻痺を残すものであること、療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から当該傷病により社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えては落ち込むという日々を繰り返すなど、強い心理的負荷が生じていたものと考えられるため、心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。	弱 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強
	(出来事： ) 平均( I・II・III ) (関連する出来事： ) 平均( I・II・III ) 出来事が起きた時期： 具体的な内容及び評価：	弱 中 強
(出来事： ) 平均( I・II・III ) (関連する出来事： ) 平均( I・II・III ) 出来事が起きた時期： 具体的な内容及び評価：	弱 中 強	
業務による出来事及び出来事後の状況の評価		

関連しない複数の出来事の評価 (理由)						
時間外労働数 時間 分	発病前1か月	発病前2か月	発病前3か月	発病前4か月	発病前5か月	発病前6か月
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	起算日 年 月 日			<input checked="" type="checkbox"/> 集計表作成なし		
恒常的長時間労働の評価	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 労働時間を加味せず「中」の出来事の後に1か月おおむね100時間の時間外労働 <input type="checkbox"/> 労働時間を加味せず「中」の出来事の前に1か月おおむね100時間の時間外労働があり、出来事後すぐに発病又は事後対応に多大な労力を費やした後発病 <input type="checkbox"/> 労働時間を加味せず「弱」の出来事前後にそれぞれ1か月おおむね100時間の時間外労働					
業務による心理的負荷の強度の評価	弱 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強					

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた出来事は下記のとおりである		
業務以外の出来事の内容	具体的出来事		
			I II III
個体側要因の有無	<input type="checkbox"/> 確認できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 確認できた事項は下記のとおりである		
個体側要因の内容 (精神障害の既往歴、アルコール等依存状況等)	<p>請求人は、平成28年に不眠等により公立数理病院を受診している。請求人の申述によると、当時の同僚と金銭トラブルになったことが原因で不眠等の症状が生じたため、数回受診したとのことである。その後の精神科受診歴はない。</p>		
業務以外の出来事及び個体側要因の評価	<input type="checkbox"/> 顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因があり、かつ、これにより発病したと認められる ※(2)の評価が「強」であって、(3)により業務起因性が否定される場合のみチェック		

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[ メンタルクリニックきつま ]	[ R5年	3月～	年	月]	[ 適応障害 ]	
		[ ]	[ 年	月～	年	月]	[ ]	
		[ ]	[ 年	月～	年	月]	[ ]	
		[ ]	[ 年	月～	年	月]	[ ]	
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果				資料No.	
R5年 3月	<p>令和5年3月上旬頃から体調がおかしくなりました。</p> <p>症状としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不眠、食欲不振が現れ、便や尿も出にくくなりました。睡眠導入剤を飲んでも眠れない日がありました。</li> <li>・テレビや新聞を見る気にもなれず、何かの行動をすること自体が億劫になりました。</li> <li>・服のボタンを掛け違い、服装の乱れを指摘されることもありました。</li> <li>・先生（医師）からの質問に答えられない日がありました。</li> </ul> <p>（請求人 聴取書）</p>	○	<p>令和5年2月下旬～3月上旬頃だったと思いますが、この頃から夫は夜眠れない様子でした。食事量も以前と比べてかなり減っていました。着替えの際には、ボタンを掛け間違えること多々ありましたので、なるべく私が着せるようにしていました。</p> <p>また、この頃には常に苛立ったり、不安そうな様子を浮かべたりと、感情の波が激しくなっていたようにも思います。普段の会話では、「俺はもう何もできない」、「死にたい」といったことも口にするようになりました。（請求人妻 劳保啓子 聴取書）</p> <p>時期は覚えていませんが、病院を退院した後、自宅にお見舞いに行った際の劳保さんの様子として、活気がない、目が虚ろ、痩せて細くなったといった印象を受けました。（使用者報告書）</p>				○	

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 業務により重度の病気やケガをした				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
R4年 6月～	令和4年6月14日の脚立からの転落災害により脊髄損傷を負うことになり、以後、現在に至るまで療養を行っていますが、日々の生活では常に痛みを感じ、時に激しい痛みを伴うこともありました。また、思うように身体が動かないことも辛かったです。（請求人 聴取書）	○	脊髄損傷を負ってからの夫は、日常的に身体の痛みを感じているようで、常に辛そうでした。（請求人妻 労保啓子 聴取書）	○
R4年 10月～	令和4年10月10日に手術を行い、同年11月10日まで入院しました。 退院後、今度はリハビリのために労基病院へ入院することとなり、令和4年11月17日から令和5年2月20日まで入院することになりました。 リハビリ期間中の令和4年12月頃だったと思いますが、主治医の先生からは、「仕事の再開見込みは不明であり、現職への復帰は見込みないかもしれない。日常生活でも思うように体を動かすことができない事もある。」と言われ、自分はもう再起不能なのかなと思ひ、かなり落ち込んでしまいました。（請求人 聴取書）	○	労保さんには両下肢に不全麻痺が残っており、階段の昇降は困難で独歩では相当転倒しやすい状況です。 入院中、労保さんには仕事が再開できるようになる時期は不明であり現職への復帰は見込めないであろうこと、今後も、日常生活においても体を動かすことが困難な場面もあるということをお伝えしました。日常的な痛みに加え、仕事に復帰できる見込みがない事実を受け止めたのか、非常に憔悴した様子でした。なお、回復の見込みについては、労保さんから詳しく教えて欲しいと依頼があったものです。（労基病院 平戸 医師 電話録取書） 主治医の先生からのお話の時は私も立ち会っていました。仕事に復帰できる見込みがないとのことで、夫はショックを受けていたようでした。夫は私たち家族の生活のことを常に気にしていて、療養中も早く仕事に復帰しなければと言っていました。家族の生活への責任を感じている中で、今後の見通しが立たないことは相当辛かったと思います。（請求人妻 労保啓子 聴取書）	○
R5年 1月～	年を越した辺りから、自分が仕事に戻れなかったら妻や子どもはこれからどうやって生活していくのかと不安が募るようになり、日々思い悩む時間が多くなっていきました。日増しに辛さが増していくような感覚がありました。（請求人 聴取書）	○	怪我による痛みは相変わらずのようでした。この頃から落ち込んでいる様子の日が多くなり、私が話しかけてもすぐに応答が返ってこないことがありましたので、今日も悩んでいるのかなと思っていました。（請求人妻 労保啓子 聴取書）	○
認定事実				
請求人は、令和4年6月14日の脚立からの転落災害により脊髄損傷を負い、以後、現在も療養しているものであるが、当該負傷は両下肢に不全麻痺を残すものであり、療養期間中においては、脊髄損傷による苦痛に加え、主治医の発言等から社会復帰が困難な状況にある現実に直面し、家族の今後の生活等を考えては落ち込むという日々を繰り返していたと判断される。				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事: なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

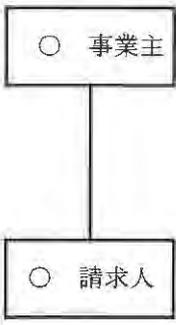
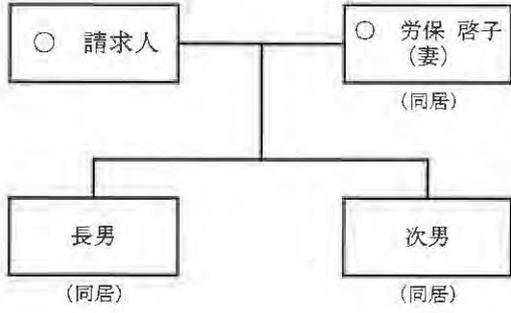
<p>個体側要因 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )</p> <p>上記が有の場合その内容</p> <p>請求人は、平成28年に不眠等により公立数理病院を受診している。請求人の申述によると、当時の同僚と金銭トラブルになったことが原因で不眠等の症状が生じたため、数回受診したとのことである。その後の精神科受診歴はない。</p>
---

5-1 主治医・産業医等の意見

	(概要)	資料No.
<p>主治医の意見書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>	<p>(メンタルクリニックさつま 大沢一郎医師の意見書)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当院への初診日について 令和5年3月18日</li> <li>2 当院を受診したきっかけ（来院経路等）及び初診時の主訴について 抑うつ気分、不安感</li> <li>3 初診時における症状について 抑うつ気分、食欲減退、不安感</li> <li>4 疾患名及びそのように診断した根拠について 適応障害と診断。診断根拠は診断ガイドラインによる</li> <li>5 発病時期及びそのように診断した根拠について 令和5年3月上旬</li> <li>6 発病原因及びそのように診断した根拠について 発病原因は労働災害とその後の長期入院が関係していると考え</li> <li>7 治療経過、投薬状況などの治療内容、現在の病状について また、悪化している場合、その時期や診断根拠 月1～2回 パキシル錠20mg/日内服 悪化なし</li> <li>8 貴院において治療中に、回復・寛解状態にあった時期、又は、症状が改善し安定した状態が一定期間継続していた時期があれば、その時期やそのように判断（診断）される根拠について 回復・寛解なし</li> <li>9 精神障害の既往歴の有無、有りの場合はその内容について 本人の申立てによれば精神障害の既往歴は認められない</li> <li>10 当署職員が聴取を行うに当たっての制限又は留意事項 聴取は可能であるが疲労しやすいため短時間が望ましい</li> <li>11 精神障害が業務が原因で発病したか判断する上で参考となる事項 長期間の入院を要する業務上のケガにより、将来への恐怖や強い苦痛が生じたことが本傷病を発症するに至ったと考えられる。</li> </ol> <p>(公立数理病院 鈴木医師の意見書)</p> <p>2016年4月18日から同年11月7日にかけて3回、当院精神科を受診して不安・不眠・緊張等を主症状とした状態での加療歴がある。睡眠導入剤を処方内服していただき症状は軽快したものであると思われる。その後の受診歴はない。</p> <p>診療記録等の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>	<p>○</p>
<p>産業医・専門医 (請求人提出) 等の 意見書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>	<p>(概要)</p>	

6 就業条件等一般的事項

学 歴	最終学歴 [中学校 <高等学校> 大学・大学院・その他( ) ] H5 年 3 月 卒業]		資料No.
職 歴 [ 直近のものから記載すること。 ]	事業場名 [ 丸ノ内造園南 ]   H5年 5月 15日～ 年 月 日   [ 造園師 ] [ ]   [ 年 月 日～ 年 月 日 ]   [ ] [ ]   [ 年 月 日～ 年 月 日 ]   [ ]		○
現在の事業場に雇入後の配属先 [ 直近のものから記載すること。 ]	配属先 [ 造園工事 ]   H5年 5月 15日～ 年 月 日   [ 造園師 ] [ ]   [ 年 月 日～ 年 月 日 ]   [ ] [ ]   [ 年 月 日～ 年 月 日 ]   [ ] [ ]   [ 年 月 日～ 年 月 日 ]   [ ]		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 [ 当該労働者について記載すること。 ]	所定労働時間 所定始業時刻： 8 時 0分 (1 日) 8 時間 0 分 所定終業時刻： 17 時 0分 (1 週間) 40 時間 0 分 所定休憩時刻： 12 時 0分～ 13 時 0分 (休憩時間 1 時間 分) 所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項 労働時間制度： ①通常の労働時間制度 ②変形労働時間制[1週間・1か月・1年] ③フレックスタイム制 ④事業場外労働に関するみなし労働時間制 ⑤専門業務型裁量労働制[適法・不適法] ⑥企画業務型裁量労働制[適法・不適法] ⑦高度プロフェッショナル制度 ⑧管理監督者 ⑨その他 特記事項 勤務形態： ①日勤勤務 ②交替制(日勤・夜勤) ③隔日勤務 ④その他 特記事項 雇用形態： ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他 特記事項 その他特記事項：		○

<p>当該労働者の 日常業務</p> <p>〔 具体的に記載 すること。 〕</p>	<p>民家の庭や公園の植木の剪定</p>	<p>資料No.</p> <p>○</p>
<p>事業場(所属部署)内 における当該労働者 の位置づけ</p> <p>〔 組織図により表 すと共に調査対 象者には○印を 付記すること。 〕</p>	 <pre> graph TD     A[○ 事業主] --- B[○ 請求人] </pre>	
<p>事業場以外にお ける当該労働者 との関連図 (家族・友人等)</p> <p>〔 組織図により表 すと共に調査対 象者には○印を 付記すること。 〕</p>	 <pre> graph TD     A[○ 請求人] --- B[○ 劳保 啓子 (妻) (同居)]     A --- C[長男 (同居)]     A --- D[次男 (同居)] </pre>	

7 労働時間を認定した根拠

資料 No.
(労働時間の認定資料)
<input type="checkbox"/> タイムカード
<input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等
<input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等
<input type="checkbox"/> 本人の申告
<input type="checkbox"/> 管理者による確認
<input type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取
<input type="checkbox"/> その他 ( )
(労働時間の認定方法)
発病前の6か月間は労働災害による休業期間であり、就労は認められない。